

9

披

3年7月1日  
外信 877 號

投合 淨書

8  
7.8

8.7.8  
送

淨書後在野

改正國際無線電信條約實施ニ  
関スル件

各通信局長  
電務局長

朝鮮總督府通信局長  
關東支通信局長  
各通信局長

局長 電務

課長 外信  
兼務

選信省

北村

0

610

台灣總督府交通局局長  
樺太 内務局長  
南洋 通信課長

( 件 名 )

客年十一月華府ニ於テ調印セラレタル改正國際  
無線電信條約ニ付テハ目下其ノ所批准奏請  
方茲之カ實施ニ伴フ關係法規ノ改正方等  
夫ニ審議中ナル処改正條約案ノ新旧対照ニ及  
附屬規則ノ改正要項 不取敢 通ニ有テ格由

( 備考・上欄 )

通信省

參考送及送付表



秘



國際無線電信條約新舊對照

逕信省電務局

改正條約(仮訳)

南アフリカ聯邦、佛領赤道亞弗利加及  
他ノ殖民地、佛領西阿弗利加、葡領西  
亞弗利加、葡領東亞弗利加及葡領亞細  
亞屬地、獨逸國、「アルゼンチン」  
共和國、「オーストラリア」聯邦、埃  
地利國、白耳義國、「ボリヴィア」國、  
「ブラジル」國、「ブルガリア」國、  
「カナダ」、「チリ」國、支那國、「  
コロンビア」共和國、「ギネア」海西  
亞牙殖民地、白耳義領「コンゴ」

現行條約

獨逸及獨逸保護國、亞米利加合衆國  
及亞米利加合衆國屬地、亞然の音共  
和國、埃地利、洪島利、「ボスニア  
ヘルゼゴヴィエ」、「白耳義、白領公  
果、伯利西爾、勃爾瓦利、智利、丁  
抹、埃及、西班牙及西班牙殖民地、  
佛蘭西及亞爾是利、佛領西亞弗利加、  
佛領赤道亞弗利加、印度支那、「マ  
ダガスカル」、突尼斯、大不列顛  
並大不列顛諸殖民地及保護國、南亞

「ロスタ、リカ」國、「キューバ」國、

「キユラサオ」、「シレナイカ」、丁

抹國、「ドミニカン」共和國、「エチ

プト」國、「サルヴァドル」共和國、

「エリトリア」、西班牙國、「エスト

ニア」國、亞米利加合衆國、「フィン

ランド」國、佛蘭西國、「グレート、

ブリテン」國、希臘國、「グアテマラ

國、「ハイタイ」共和國、「ホンデユ

ラス」共和國、洪牙利國、英領印度、

葡領印度、佛領印度支那、「アイルラ

ンド」自由國、伊太利國、日本國、朝

二

弗利加聯合、濠太利聯邦、加那太、  
英領印度、新西蘭、希臘、伊太利及伊  
太利殖民地、日本並朝鮮、臺灣、濠太  
及關東州租借地、「マロツク」、「モ  
ナコ」、邦版、和蘭、葡領印度及「キ  
ユラサオ」殖民地、波斯、西班牙殖民  
地、羅馬尼、露西亞及露西亞屬地及保  
護國、「サン、マラン」共和國、暹羅  
瑞典、土耳其並「ユルゲー」ノ間ニ締  
結シタル國際無線電信條約  
前掲諸國政府ノ全權委員タル下ノ署名  
者ハ倫敦ニ於テ會議ヲ開キ協議ヲ遂ケ

群、臺灣、日本領津太、關東州租借  
 地及日本委任統治南洋群島、「リベ  
 リア」共和国、「マダガスカル」、  
 「モロッコ」國（西班牙領地ヲ除  
 ク）、「メキシコ」國、「エカラダ  
 ア」國、諸國、「ニューグーラン  
 ド」、「ペナマ」共和国「ブラグア  
 イ」國、和蘭國、「ペル」國、「  
 ペルシア」國、「ボイラント」國、  
 「ポルトガル」國、「ルーマニア」  
 國、「セルブ、クロアイト、スロヴ  
 エリヤ」王國、希臘國、伊太利領「

批准ヲ受クヘキモノトシテ左ノ條約ヲ  
 決定セリ

ソマリ」國、英國、西國、「スリナム」  
 「シリア」及「レバノン」地方、「チ  
 チン、マリノ」共和国、「チエツコ  
 スロヴァキヤ」國、「トリポリ」、  
 「チユニス」、土耳其國、「ウルグ  
 アイ」國並ニ「ヴェネズエラ」國ノ  
 諸政府ノ間ニ締結シタル國際無線電  
 信條約

前掲諸國政府ノ全權委員タル下ニ署  
 名スル者ハ華盛頓ニ於テ會議ヲ開キ  
 協議ヲ遂グ批准ヲ受クベキモノトシ  
 テ左ノ條約ヲ決定シタリ

第 一 條

本條約ニ於テ

「無線電氣通信」又ハ「無線通信」ト  
ハ一切ノ種類ノ文言、符號、信號、  
影像及音響ノ「ヘルツ」波ニ依ル無  
線傳達ヲ謂フ

「無線通信局」又ハ單ニ「局」トハ  
無線通信ヲ行フ爲ニ設備セラレタル  
局ヲ謂フ

「固定局」トハ不動的ニ設置セラレ  
タル局ニシテ同様に設置セラレタル  
一箇又ハ數箇ノ局ト通信スルモノヲ  
モノヲ謂フ

「移動局」トハ位置ヲ變スルコトヲ  
生且位置ヲ變スルコトヲ常トスル局  
ヲ謂フ

「陸上局」トハ移動局以外ノ局ニシテ  
テ移動局トノ無線通信ニ使用セラル  
ルモノヲ謂フ

「移動業務」トハ移動局及陸上局間  
並ニ相互ニ通信スル移動局間ニ行ハ  
ル無線通信業務ヲ謂フ

「國際業務」トハ一國ニ在ル局ト他  
國ニ在ル局トノ間、陸上局ト陸上  
局ノ存在スル國ノ境域外ニ在ル移動

第 二 條

陸地又ハ海・渠留スル船舶上ニ設置シ  
海上船舶トノ通信交換ニ使用スル無線  
電信局ハ總テ之ヲ海軍局ト稱ス  
固定船舶以外ノ船舶上ニ設置スル無線  
電信局ハ總テ之ヲ船舶局ト稱ス

局トノ間又ハ公海若ハ公海ノ上空ニ  
在ルニ備又ハ數箇ノ移動局間ノ無線  
通信業務ヲ嗣フ國內又ハ自國ノ無線  
通信業務ニシテ之ヲ運用スル國ノ境  
域外ニ於テ能ノ業務ト混信ヲ生シ基  
キモノハ混信ニ關シ之ヲ國際業務ト  
看做ス

「一般ノ通信線路系」トハ有線又ハ  
無線ニ依リ公衆業務ヲ取扱フ現存電  
信及電話通信線路ノ總體ヲ嗣フ但シ  
移動業務ノ無線通信線路ヲ除ク

「公衆業務」トハ一般公衆ノ用ニ供

スル業務ヲ嗣フ

「設置業務」トハ特定ノ人ニ限リ又ハ  
特殊ノ目的ニノミ使用スルコトヲ得ル  
業務ヲ嗣フ

「公衆通信」トハ局カ公衆業務ニ供セ  
ラルルニ由リ公衆ヨリ傳送ノ爲受接ス  
ルコトヲ要スル一切ノ無線電氣通信  
ヲ嗣フ

「私企業」トハ無線電氣通信ノ爲一箇  
又ハ數箇ノ局ヲ經營スル一切ノ個人及  
會社若ハ團體ヲ嗣フ

「無線電報」トハ移動局ヨリ發シ又ハ



之ニ著スル電報ニシテ其ノ運送ノ全  
部又ハ一部ガ無線電氣ニ依リ傳送セ  
ラルルモノヲ謂フ

第一條

一 締約政府ハ締約政府ニ依リ設置  
又ハ經營セラレ且公衆通信ノ國際  
業務ヲ取扱フ一切ノ無線通信局ニ  
本條約ノ規定ヲ適用スルコトヲ約  
ス締約政府ハ又本條約附屬ノ規則  
ノ定ムル特別業務ニ對シ本條約ノ  
規定ヲ適用スルコトヲ約ス

第一條

締約國ハ締約國ニ依リ設置又ハ經營セ  
ラレ且陸地ト海上船舶トノ間ノ公衆通  
信業務ヲ取扱フ總テノ無線電信局（海  
岸局及船舶局）ニ本條約ノ規定ヲ適用  
スルコトヲ約ス  
締約國ハ又陸地ト海上船舶トノ間ノ公  
衆通信業務ヲ取扱フ無線電信海岸局ヲ

二 締約政府へ尙公衆通信ヲ取扱ヒ  
若ハ取扱ハサル同族業務ノ無線通  
信局ヲ設置及經營スルコトヲ許可  
セラレタル個人又ハ私企業ヲシテ  
本條約及附屬規則ノ規定ヲ遵守セ  
シムル爲必要ナル區域ヲ採リ又ハ  
之ヲ各自ノ立法部ニ提議スルコト  
ヲ約ス

三 締約政府ハ二締約政府ガ本條約  
及附屬規則ノ一切ノ規定ニ從フコ  
トヲ唯一ノ條件トシテ相互間ニ無  
線電氣通信ヲ組織スル權利ヲ有ス

設置若ハ經營スルコト又ハ其ノ同族  
ヲ編入スル船舶上ニ公衆通信業務ヲ  
取扱ヒ若ハ取扱ハサル無線電信局ヲ  
設置若ハ經營スルコトヲ許可セラレ  
タル私企業者ヲシテ此ノ規定ヲ遵守  
セシムルコトヲ約ス

ルコトヲ認ム

第二條

(削除)

第二條

陸地又ハ常ニ留置スル船舶上ニ設置  
シ海上船舶トノ通信交換ニ使用スル  
無線電信局ハ總テ之ヲ海軍局ト稱ス  
固定船舶以外ノ船舶上ニ設置スル無  
線電信局ハ總テ之ヲ船舶局ト稱ス

一三

一四

第三條

一 固定局間ノ實際通信ニ付テハ業務  
ノ組織及此ノ通信ヲ行フ局ニ依リ交  
換セラルル通信ノ決定ニ關シ各締約  
政府ハ完全ナル自由ヲ有ス  
尤モ右固定局カ一國ヨリ一國ニ至ル  
モノタルト 移動業務ニ對スル  
モノタルヲ問ハス公衆通信ノ國際業  
務ヲ行フトキハ該局ハ此等二種ノ通  
信ノ何レニ付テモ夫々本條約及附屬  
規則ノ規定ニ從フコトヲ要ス

二 移動業務ニ從事スル局間ノ通信ニ

第二十一條

(第四項)、  
務ノ組織及此ノ業務ニ供スル局ノ行フ  
ヘキ通信ノ決定ニ關シ各國ハ完全ナル  
自由ヲ保有ス

第三條

海軍局及船舶局ハ其ノ採用スル無線  
電信ノ方式ヲ問ハス相互ニ無線電報  
ヲ交換スルコトヲ要ス  
各船舶局ハ他ノ總テノ船舶局ト其ノ  
採用スル無線電信ノ方式ヲ問ハス無  
線電報ヲ交換スルコトヲ要ス

付テハ此ノ通信ヲ行フ局ハ其ノ通常ノ取扱範圍ニ於テハ其ノ採用スル無線電氣方式ノ如何ニ拘ラス相互ニ無線電報ヲ交換スルコトヲ要ス

三 尤モ科學的進歩ヲ妨グザル爲前項ノ規定ハ他ノ方式ト通信スルコト能ハザル無線電氣方式ヲ場合ニ依リ使用スルコトヲ妨グズ但シ此ノ不能ハ其ノ方式ノ特質ニ因ルモノタルベク專ラ相互通信ヲ妨グル爲ニ採用スル装置ノ結果タルベカラズ

然レトモ科學的進歩ヲ妨ケザル爲本條ノ規定ハ他ノ方式ト通信スルコト能ハサル無線電氣ノ方式ヲ使用スルコトアルモノ之ヲ妨ケサルモノトス但シ此ノ不能ハ其ノ方式ノ特質ニ因ルモノタルベク單ニ相互通信ヲ妨クル爲ニ採用スル装置ノ結果タルヘカラス

第四條

第三條ノ規定ニ拘ラス無線通信局ハ通信ノ目的ニ依リ又ハ使用スル方式ニ關係キ他ノ事情ニ依リ定ムル公衆通信ノ制限國際業務ニ之ヲ充ツルコトヲ得

第四條

第三條ノ規定ニ拘ラス或局ヲシテ通信ノ目的ニ依リ又ハ使用スル方式ニ關係サル他ノ事情ニ依リ定ムル制限的公衆通信業務ヲ取扱ハシムルコトヲ得

第四條ノ二

締約政府ハ左ノ事項ヲ防遏スル爲必要ナル處置ヲ採リ又之ヲ各自ノ立法部ニ提議スルコトヲ約ス

(4) 私的性質ヲ有スル通信ヲ無線電氣設備ニ依リ許可ナクシテ送信又ハ受信スルコト

(-) 無線電氣設備ニ依リ感受スルコトアルヘキ通信ノ内容又ハ單ニ其ノ存在ヲ漏洩スルコト

(ハ) 無線電氣設備ニ依リ受信シタル通信ヲ許可ナクシテ公表又ハ利用スルコト

(新)

ルコト

( ) 虚偽ノ電報信號又ハ虚偽呼出ヲ傳達シ又ハ之ヲ流布スルコト

第四條ノ三

締約政府ハ本條約及附屬規則ノ規定ノ違反ノ審議並ニ必要ニ應シ右規定ノ違反ノ訴追ニ付相互援助スルコトヲ約ス

(新)

第五條

各締約政府ハ其ノ領域内ニ設置セラレ  
公衆通信ノ國際業務ヲ取扱フ陸上局ヲ  
一般ノ通信線路系ニ接続スル爲必要ナル  
處置ヲ採リ又ハ少クモ該局ト一般  
ノ通信線路系トノ間ノ迅速ニシテ直接  
ナル通信ノ交換ヲ行フ爲措置スルコト  
ヲ約ス

第五條

各締約國ハ特別線ヲ以テ海岸局ヲ電信  
系ニ接続シ又ハ少クモ海岸局ト電信  
系トノ間ノ迅速ナル交換ヲ確實ニスヘ  
キ他ノ處置ヲ採ルコトヲ約ス

第六條

締約政府ハ公衆通信ノ國際業務ヲ取扱フ  
局及本條約附屬ノ規則ノ定ムル特別業務  
ヲ行フ局ノ名稱並ニ無線電氣通信ノ交換  
ヲ容易迅速ナラシムルニ適當ナル一切ノ  
事項ヲ電信聯合總理局ヲ經由シ相互ニ通  
知ス

第六條

締約國ハ第一條ニ掲ケタル海岸局及  
船舶局ノ名稱並ニ無線電氣通信ノ交換ヲ容  
易迅速ニスル適當ナル總テノ事項ニ  
シテ業務規則ニ規定スヘキモノヲ相  
互ニ通知スルモノトス

第七條

各締約政府ハ第六條ニ掲ケタル局ニ於テ  
該條ノ適用ニ依リ事項ヲ公表スル設備ノ  
外他ノ設備ヲ其ノ詳細ヲ公表スルコトナ  
ク特別ノ無線電氣傳送ノ爲ニ設置及經營  
スルコトヲ規定シ又ハ許可スルノ權能ヲ  
留保ス

第七條

各締約國ハ第一條ニ掲ケタル局ニ於  
テ第六條ニ從ヒ事項ヲ公表スル設備  
ノ外他ノ設備ニシテ其ノ詳細ヲ公表  
セサルモノヲ特別無線電氣通信ノ傳送ノ  
爲ニ設置及經營スルコトヲ規定又ハ  
許可スルノ權能ヲ留保スルモノトス

第八條

第一條ニ掲ケタル局ハ成ルヘク實務上  
知り得タル最良ノ狀態ニ於テ之ヲ設置  
及經營シ且科學的及技術的進歩ニ伴フ  
維持スルコトヲ要ス

一切ノ局ハ其ノ目的ノ如何ニ拘ラス成  
ルヘク他ノ締約政府及該締約政府ニ依リ  
無線通信ノ公衆業務ヲ行フコトヲ許可  
セラレタル個人若ハ私企業ノ無線電氣  
ノ通信又ハ業務ヲ妨ケサル様之ヲ設置  
及經營スルコトヲ要ス

第八條

無線電信局ノ經營ハ成ルヘク他ノ同種  
局ノ業務ヲ妨害セサル様之ヲ組織スル  
モノトス

第九條

移動業務ニ從事スル局ハ遠隔呼出ガ其ノ何  
レヨリ發セラレタルヲ問ハス絕對的先  
順位ニ於テ之ヲ受理シ同様ニ此ノ呼出  
ニ應答シ且必要ナル處置ヲ爲ス義務ヲ  
負フ

第九條

無線電信局ハ遠隔ノ呼出カ其ノ何レヨ  
リ發スルヲ問ハス絕對的先順位ニ於テ  
之ヲ受理シ同様ニ此ノ呼出ニ應答シ且  
必要ナル處置ヲ爲スノ義務ヲ負フモノ  
トス



第十條

無線電報ニ適用スヘキ料金及無線電報  
ガ無線電氣通信上無料ノ取扱ヲ受クヘ  
キ場合ハ本條約附屬ノ表則ノ規定ニ從  
ヒ之ヲ定ム

第十條

無線電報ノ料金ハ場合ニ依リ左ノニ  
ヲ包含スルモノトス

第一 甲 海岸局ニ屬スル「海岸料」

乙 船舶局ニ屬スル「船舶料」

第二 通常ノ表則ニ依リ計算スル電

信線上ノ傳送ニ對スル料金

第三 媒介海岸局又ハ船舶局ノ中繼

料及發信人ノ請求スル特別業

務ニ對スル料金

海岸料ノ金額ハ海岸局ノ屬スル政府ノ

認可ヲ受ケ船舶料ノ金額ハ船舶ノ屬ス

ル政府ノ認可ヲ受クルモノトス

第十一條

一 本條約ノ規定ハ左ノモノヲ以テ之ヲ補充ス

(一)

條約ト同一ノ效力ヲ有シ且之ト同時ニ施行スル一般規則

(二)

追加規則(之ニ署名シタル政府ノミヲ拘束ス)

二

本條約及附屬規則ノ規定ハ締約政府ノ全權委員ノ會議ヲ以テ修正ス各會議ハ次回會台ノ場所及時期ヲ定ム

三

各會議ハ一切ノ討論ニ先チ議事ノ組織及進行ノ條件ヲ示ス内部規則ヲ定ム

第十一條

本條約ノ規定ハ條約ノ同一ノ價值ヲ有シ且之ト同時ニ施行スル業務規則ヲ以テ之ヲ補充スルモノトス

本條約及之ニ關スル業務規則ノ規定ハ締約國ノ協議ヲ以テ何時ニテモ之ヲ修正スルコトヲ得條約及業務規則ヲ修正スルノ權限ヲ有スル全權委員ノ會議ヲ定期ニ開クヘシ各會議ハ次回開會ノ場所及時期ヲ定ムヘシ

第十二條

(前條)

第十二條

前條ノ會議ハ締約國政府ノ委員ヲ以テ之ヲ組織スルモノトス  
各國ハ討論ニ於テ一國ノ投票權ヲ有スルモノトス

一 政府カ其ノ殖民地、屬地又ハ保護國ノ爲ニ條約ニ加入スルトキハ爾後ノ會議ハ此ノ殖民地、屬地又ハ保護國ノ全部又ハ一部カ前項ノ適用ニ關シ一國ヲ形成スルモノト看做スルコトヲ決定スルコトヲ得然レトモ一政府ノ有スル投票權ノ數ハ其ノ殖民地、屬地又ハ保

要國ヲ合シ六國ヲ超過スルコトヲ得ス  
 本條ノ適用ニ關シ左ノモノハ一國ヲ形成  
 スルモノト看做サル

- 獨領東亞弗利加
- 獨領西亞弗利加
- 、、、、
- 、、、、
- 、、、、

第十二條ノ二

締約政府ハ締約政府全般ニ關セサル業務  
 上ノ事項ニ付特別協定ヲ爲スノ權能ヲ政  
 府及此ガ爲正當ニ許可シタル私企業ノ  
 爲ニ留保ス尤モ此ノ協定ハ其ノ施行ニ由  
 リ他國ノ業務ニ生ゼシムルコトアルベキ  
 通信ニ關スル限リ條約及附屬規則ノ範圍  
 内ニ止マルコトヲ要ス

第十七條

千八百七十五年七月二十日  
 日聖  
 彼得堡堡萬國電信條約書第一條、  
 第二條、第三條、第五條、第六條、  
 第七條、第八條、第十一條、第十  
 二條及第十七條ノ規定ハ國際無線  
 電信ニ之ヲ適用スヘキモノトス  
 (電信條約第十七條)  
 同盟各國ハ萬國一般ニ關係セサル  
 事務上ノ點ニ就テハ各國各自協定  
 ノ約定ヲ爲スノ權ヲ有ス

第十二條ノ三

各政府ハ必要有リト認ムルトキハ期限ヲ  
定メズ無線通信ノ國際業務ヲ一般的ニ、  
單ニ部分的ニ又ハ無線通信ノ種類ヲ異リ  
停止スル權能ヲ留保ス但シ右停止ヲ爲シ  
タル政府ハ電信聯合總理局ヲ經由シ直ニ  
兼ノ旨他ノ各締約政府ニ通知スベシ

第十七條

千八百七十五年七月<sup>十日</sup> 日 聖彼得  
二十二日 爾登 萬國電信條約書第一條、第二條、  
第三條、第五條、第六條、第七條、  
第八條、第十一條、第十二條及第十  
七條ノ規定ハ國際無線電信ニ之ヲ適  
スヘキモノトス

(電信條約第八條)

各國政府ニ於テハ期限ヲ定メス一時  
萬國電信ノ使用ヲ停止スルヲ必要ナ  
リト思考スルトキハ其他ヲ同盟國各  
政府ヘ報知シ管下總領ノ電線或ハ一

三二

部ノ電線又ハ音信ノ種類ヲ異リ之ヲ停  
止スルノ權アリ

第十三條

一 電信聯合總理局ハ無線電氣業務ニ關スル各種ノ報告ヲ蒐集、整理及刊行シ條約及附屬規則ノ修正ノ請議ヲ審査シ、採擇セラレタル變更ヲ公表シ並ニ一般ニ國際無線電氣業務ニ關シ委託セララルコトアルベキ一切ノ管理事務ヲ行フ任務ヲ有ス

二 此ノ任務ニ基ク費用ハ一般規則ノ定ムル割合ニ依リ一切ノ締約府政之ヲ負擔ス

第十三條

電信聯合總理局ハ無線電信ニ關スル各種ノ報告ヲ蒐集、整理及刊行シ條約及業務規則ノ修正ノ請議ヲ通知シ可決シタル變更ヲ公示シ並ニ一般ニ國際無線電信ノ利益ノ爲ニ委託セララルコトアルベキ總テノ整理事務此ノ行スルノ任務ヲ有スルモノトス

此ノ局ノ費用ハ總テノ締約國ニ於テ之ヲ負擔スルモノトス

第十三條ノ二

無線電氣通信ニ關スル技術上ノ問題及之ニ關聯スル問題ヲ研究スル爲國際無線電氣通信技術諮問委員會ヲ設置ス其ノ構成、任務及執務ニ付テハ本條約附屬ノ一般規則ヲ以テ之ヲ定ム

(新)

第十四條

一 各締約政府ハ本條約ノ規定ニ從ハサル局ヨリ發シ若ハ之ニ著スル電報又ハ無線電報ヲ受理スル條件ヲ定ムル權能ヲ留保ス

二 電報又ハ無線電報ヲ受理シタルトキハ之ヲ傳送シ且之ニ通常ノ料金ヲ適用スルコトヲ要ス

第十四條

各締約國ハ本條約ノ規定ニ從ハサル船舶局又ハ海岸局ニ設置スル無線電報ヲ許可スルノ條件ヲ定ムルノ權能ヲ留保スルモノトス

無線電報ヲ許可スルトキハ通常料金ヲ之ニ適用スルコトヲ要ス  
船舶局ヨリ發スル無線電報ニシテ締約國ノ海岸局ニ於テ受ケ又ハ締約國ノ主管廳ニ於テ中繼トシテ受ケタルモノハ總テ之ヲ通過セシムルモノトス

船舶ニ宛テタル無線電報ハ締約國ノ主管廳カ其ノ領信ヲ受ケ又ハ締約國ノ主管廳カ不締約國ヨリ中繼トシテ之ヲ受ケタルトキハ均シク總テ之ヲ通過セシムルモノトス但シ不締約國ニ屬スル船舶局ヘノ傳送ヲ拒ム海岸局ノ權能ヲ留保ス

第十五條

(附 錄)

本條約第八條及第九條ノ規定ハ第一條  
ニ掲ケタル設備以外ノ無線電信ノ設備  
ニ均シク之ヲ適用スヘキモノトス

第十五條

第十六條

本條約ニ加入セザリシ政府ハ其ノ請求ニ  
依リ之ニ加入スルコトヲ得

此ノ加入ハ最近ノ會議ヲ主宰シタル締  
約政府ニ且同政府ヨリ一切ノ他ノ政府  
ニ外交上ノ手續ニ依リ之ヲ通知ス

此ノ加入ハ當然本條約ノ一切ノ條款ノ  
遵守及之ニ規定スル一切ノ利益ノ享有  
ヲ伴フ

殖民地、保護國又ハ主權若ハ委任統治  
ノ下ニ在ル地域ヲ有スル國ノ政府ガ條

第十六條

本條約ニ加入セザリシ政府ハ其ノ請  
求ニ依リ之ニ加入スルコトヲ得

此ノ加入ハ最近ノ會議ヲ主宰シタル  
締約政府ニ且同政府ヨリ他ノ  
政府ニ外交上ノ手續ニ依リ之ヲ通知  
スルモノトス

此ノ加入ハ當然本條約ノ他ノ條款  
ノ遵守及之ニ規定スル他ノ利益ノ  
享有ヲ伴フ

殖民地、屬地又ハ保護國ヲ有スル國  
ノ政府ガ條約ニ加入スルコトハ該政

約ニ加入スルコトハ該政府カ特ニ宣言  
ヲ爲サザル限リ其ノ殖民地、保護國又  
ハ主權若ハ委任統治ノ下ニ在ル地域ノ  
加入ヲ伴ハズ  
此ノ殖民地、保護國又ハ主權若ハ委任  
統治ノ下ニ在ル地域ノ全部又ハ別別ニ  
其ノ各領ハ本條及第二十二條ニ規定シ  
タル條件ニ依リ各別ノ加入又ハ各別ノ  
廢棄ノ目的タルコトヲ得

府カ特ニ宣言ヲ爲サザル限リ其ノ殖  
民地、屬地又ハ保護國ノ加入ヲ伴ハ  
ズ此ノ殖民地、屬地及保護國ノ全部  
又ハ別別ニ其ノ各領ハ本條及第二十  
二條ニ規定シタル條件ニ依リ各別ノ  
加入又ハ各別ノ廢棄ノ目的タルコト  
ヲ得

第十七條

(附 錄)

千八百七十五年七月二十日 聖彼得爾  
萬國電信條約第一條、第二條、第  
三條、第五條、第六條、第七條、第八  
條、第十一條、第十二條及第十七條ノ  
規定ハ國際無線電信ニ之ヲ適用スヘキ  
モノトス

第十七條



第十八條

一 本條約又ハ第十一條ニ規定シタル  
規則ノ解釋又ハ履行ニ關シニ締約  
政府間ニ異見アル場合ニ於テハ問  
題ハ右政府ノ一方ノ請求アルトキ  
ハ之ヲ仲裁裁判ニ付スルコトヲ要  
ス之ガ爲當該政府ハ問題ニ關係ナ  
キ他ノ政府ヲ夫々選定ス

二 兩仲裁者ノ意見ノ一致セザルトキ  
ハ仲裁者ハ均シク紛争ニ關係ナキ  
他ノ一締約政府ヲ参加セシム此ノ  
第三政府ノ選定ニ關シ兩仲裁者間

第十八條

本條約又ハ第十一條ニ規定シタル業務  
規則ノ解釋又ハ履行ニ關シニ協又ハ款  
目ノ締約政府ノ間ニ異見アル場合ニ於  
テハ紛争問題ハ仲裁ヲ以テ之ヲ仲裁裁  
判ニ付スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ各  
關係政府ハ問題ニ關係ナキ他ノ一政府  
ヲ選定スルモノトス

仲裁者ノ豫決ハ投票ノ絕對的多數ヲ以  
テ之ヲ爲スモノトス  
投票同數ナル場合ニ於テハ仲裁者ハ争  
議ヲ裁定スル爲ニ均シク紛争ニ關係ナ

四一

四二

ニ當該整ハザルトキハ各仲裁者ハ  
爭議ニ關係ナキ一締約政府ヲ指定  
シ指定セラレタル政府ノ間ニ抽籤  
ヲ行フ抽籤ハ第十三條ニ揭ゲタル  
總理局ノ職務スルモノ政府之ヲ行  
フ仲裁者ノ豫決ハ多數決ニ依ル

キ他ノ一締約政府ヲ選定ス此ノ選定ニ  
關スル協定ヲ缺クトキハ各仲裁者ハ關  
係ナキ一締約政府ヲ指定シ指定セラレ  
タル政府ノ間ニ抽籤ヲ行フ抽籤ハ第十  
三條ニ規定シタル總理局ノ職務スル同  
土ノ政府之ヲ行フモノトス

第十九條

(削除)

第十九條

締約國ハ本條約ノ施行ヲ確實ニスル  
爲必要ナル處置ヲ採リ又ハ之ヲ各自  
ノ立法部ニ提議スルコトヲ約ス

四三

第二十條

締約政府ハ必要ト認ムルトキハ本條約  
ノ規定事項ニ關シ其ノ國ニ於テ既ニ公  
布シ又ハ公布スルコトアルベキ法律及  
私則ヲ電信聯合總理局ヲ經由シ相互ニ  
通知ス

四四

第二十條

締約國ハ本條約ノ規定事項ニ關シ其ノ  
國ニ於テ既ニ制定シタル又ハ制定スル  
コトアルベキ法令ヲ相互ニ通知スヘシ

第二十一條

締約政府ハ第一條ニ規定セザル無線電  
氣設備殊ニ海軍及陸軍ノ設備ニ關シ其  
ノ完全ナル自由ヲ保有ス  
右一切ノ設備及局ハ成ルベク遠隔ノ場  
合ニ於ケル救助及混信防遏ノ爲ニ執ル  
ベキ區畫ニ關スル規則ノ規定ニ從フコ  
トヲ要ス右設備及局ハ又成ルベク其ノ  
局ガ行フ業務ノ性質ニ從ヒ使用スル電  
波ノ型式及周波數ニ關スル規則ノ規定  
ニ從フコトヲ要ス

第二十一條

締約國ハ第一條ニ規定セザル無線電信  
ノ設備殊ニ海軍及陸軍ノ設備並固定地  
點間ノ通信ヲ取扱フ局ニ關シ其ノ完全  
ナル自由ヲ保有ス此ノ總テノ設備及局  
ハ本條約第八條及第九條ニ規定シタル  
義務ニノミ限スルモノトス  
然レトモ此ノ設備及局カ海上公衆通信  
ノ交換ヲ行フトキハ其ノ業務ノ執行上  
傳送方法及計算ニ關シ業務規則ノ規定  
ニ從フモノトス

尤モ右設備及局ガ公衆通信ノ交換ヲ  
爲シ又ハ本條約附屬ノ規則ノ定ムル  
特別業務ニ從事スルトキハ原則トシ  
テ右業務ノ執行ノ爲規則ノ規定ニ從  
フコトヲ要ス

他方ニ於テ海岸局カ海上船舶トノ公衆  
通信ト同時ニ固定地點間ノ通信ヲ取扱  
フトキハ此ノ業務ノ執行上本條約  
第八條及第九條ヲ遵守スルコトノ外條約  
ノ規定ニ從ハサルモノトス  
然レトモ陸地ト陸地トノ間ノ通信ヲ行  
フ固定局ハ他ノ固定局カ採用スル方式  
ニ因リ同局トノ無線電報ノ交換ヲ拒ム  
コトヲ得ス但シ固定地點間ノ通信業務  
ノ組織及此ノ業務ニ供スル局ノ行フヘ  
キ通信ノ決定ニ關シ各國ノ自由ハ完全  
ナルモノトス

第二十二條

本條約ハ千九百二十九年一月一日ヨリ之ヲ施行シ無期限ニ又ハ之ヲ廢棄スル日ヨリ一年ノ滿了迄其ノ效力ヲ有ス廢棄ハ之ヲ爲シタル政府ニ付テノミ其ノ效果ヲ生ズ他ノ締約政府ニ付テハ條約ハ其ノ效力ヲ保有ス

第二十二條

本條約ハ千九百十三年七月一日ヨリ之ヲ施行シ無期限ニ又ハ之ヲ廢棄スル日ヨリ一年ノ滿了迄其ノ效力ヲ有スヘシ廢棄ハ之ヲ爲シタル政府ニ付テノミ其ノ效果ヲ生ズ他ノ締約國ニ付テハ條約ハ其ノ效力ヲ保有スルモノトシ

第二十三條

本條約ハ成ルベク速ニ批准セラレ且其ノ批准書ハ倫敦ニ寄託セラルベシ  
一 國又ハ數國ノ締約政府ガ條約ヲ批准セザルコトアルモ條約ハ之ヲ批准シタル政府ニ付テハ其ノ效力ヲ妨ゲラルコトナシ  
右證據トシテ各全權委員ハ亞米利加合衆國政府ノ記録ニ寄託保存セラルベキ本條約ノ一通ニ署名シタリ其ノ原本一通ハ各國政府ニ交付セラルベシ

第二十三條

本條約ハ成ルヘク速ニ批准ヲ受ケ其ノ批准書ハ倫敦ニ之ヲ寄託スヘシ  
一 國又ハ數國ノ締約國カ條約ヲ批准セザルコトアルモ條約ハ之ヲ批准シタル國ニ付テハ是カ爲其ノ效力ヲ妨ケラルコトナカルヘシ  
右證據トシテ各全權委員ハ大不列顛政府ノ文庫ニ保管セラルヘキ一通ノ條約ニ署名セリ其ノ原本ハ一通ツツ各國ニ之ヲ交付スヘシ  
千九百十二年七月五日倫敦ニ於テ作成ス

千九百二十七年十一月二十五日華盛頓ニ於テ之ヲ作成ス

( 削除 )

最終議定書

下ニ署名スル全權委員ハ倫敦國際無線電信會議ニ於テ決定シタル條約ニ署名ヲ行フニ際シ左ノ如ク協定セリ

一

「ボスニア、ヘルゼゴヴィヌーヨリ通知アリタル加入ノ正確ナル性質ハ未タ決定セラレサルヲ以テ「ボスニア、ヘルゼゴヴィヌー」ニ一箇ノ投票權ノ歸屬スルコトヲ承認スルモ此ノ投票權カ條約第十二條第二項ニ依リ之ニ屬スルカ又ハ此ノ投票權カ同條第三項ノ規定ニ從ヒ之ニ附與セラルルカヲ知ルコトニ關シテハ後ニ決定ヲ要スルモノトス

( 削 除 )

二

左ノ宣言ヲ承認ス

合衆國委員ハ合衆國ニ於ケル無線電報ノ傳送及電報ノ  
傳送力全部又ハ一部商事若ハ私合社ニ依リ經營セラル  
ルヲ以テ其ノ政府カ料金率ニ關スル行動ハ總テ之ヲ探  
ラサルコトノ必要ニ在ルコトヲ宣言ス

三

( 削 除 )

又左ノ宣言ヲ承認ス

加那太政府ハ其ノ各海岸局ニ付北亞米利加ヨリ發シ且  
何レノ船舶タルヲ問ハス之ニ宛ツル無線電報ニ對シ海  
上總料金ヲ別別ニ定ムルノ權能ヲ留保ス海陸料ハ此ノ  
總料金ノ五分ノ三船舶料ハ五分ノ二トス

五一

五二

右證據トシテ各全權委員ハ規定カ關係條約ノ本文中  
ニ記入セラレタルト同一ノ效力及同一ノ價值ヲ有ス  
ヘキ本最終議定書ヲ作成シ大不列顛政府ノ文庫ニ保  
管セラルヘキ一通ノ最終議定書ニ署名セリ其ノ原本  
ハ一通ツツ各國ニ之ヲ交付スヘシ

千九百十二年七月五日倫敦ニ於テ作成ス



秘



無線電信條約附屬規則ノ規定要綱及現行規則トノ比較要領



無線電信條約附屬規則ノ規定要領及  
現行業務規則トノ比較要領

一 規則全体ニ關スル事項

(一) 追加規則ノ制定

現行無線電信條約ノ施行ニ必要ナル細目規則ハ業務規則 (Detailed service regulations) ナル名稱ヲ有スル第一 規則ナリト處新條約ニ於テハ之ヲ一般規則 (General Regulations) 及追加規則 (Additional regulations) ナリト稱シ附屬規則ニ分類セラレタリ

右ノ如ク附屬規則ヲ二分シタルハ現行業務規則中ニ於テモ未獨「カナダ」等其ノ國情ニ依リ業務規則ノ全部ノ條文ヲ遵守スルヲ得シテ或條項ノ有無ヲ爲シテ別印シタルモノナリト同様、附屬規則ノ制定ノ全部ヲ承認スルヲ得タル國ハ未、カナダ、ホンヂュラス、爲ニシテ右ノ内一般規則ハ條約ノ入國全部ヲ拘束シ、追加規則ハ條約ノ特殊ノ國ヲ限キ(右ノ三國ハ追加規則ニ別印セシ)タル以外ノ各國間ニ効力ヲ有スルモノナリ

(二) 制定ノ範圍

現行業務規則ハ專ニ海上船舶通信關係ニ限リ公衆通信關係ヲ排除スルニキリ

リシ處新規則ニ於テハ獨リ海上船舶通信關係ノミナラズ國家的ニ通信ヲ生スル有ニス無線通信ニ關シ制定スルコトナリ固定地間通信、放送無線、航空無線及無線電針、無線探險等ノ所給特別業務等新規則ノ内容ヲ爲スニ至レリ唯固定地間通信ニ於テハ專ニ固定局ノ許可其ノ他技術的方面ニ關スル部分ニ限リ制定シ固定局ノ取扱フ通信ノ種類、取扱方法等ノ經營方面ハ總テ電信業務規則ニ依ルコトトセリ

一 規則各條ニ關スル事項

(一) 一般規則

第一條 定義

第一條ハ本規則中ニ使用セララルル語句ノ定義ヲ定メタルモノニシテ現行業務規則中ニハ之ニ相當スル規定ナシ

現行條約第二條ガ專ニ海岸局及船舶局ノミノ定義ヲ掲ケタルニ對シ新條約ハ多數ノ定義ヲ其ノ第一條ニ掲ケタルカ新附屬規則ニ於テハ右ノ條約ノ定義ニ依リ外更ニ局及業務ニ關シ數多ノ定義ヲ規定シテ解釋上ノ障礙ヲ避クルコトトセリ條約ニ於テハ「無線通信」、「固定局」、「國際業務」、「公衆通信」、「無線電報」其ノ他ノ語句ニ對シ定義ヲ與ヘタルカ之等ハ附屬規則ニモ適用セララル

ルモノニシテ之等ノ外本條ニ於テ定メラレタル定義ノ主要ナルモノハ「移動局」  
「陸上局」、「無線放送局」、「私設實驗局」、「無線放送業務」、「特別業  
務」等ナリ右ノ箇句ハ本條中ノ「航空機局」、「航空局」、「無線電針局」等  
ト共ニ等シク現行業務規則ノ規定セザリシ事項ナリ

### 第二條 許可證

本條ハ局ノ設置、經營ニ關スル政府ノ許可主義及之ニ關連シタル事項ヲ規定シ  
タルモノナリ

本條第一項ハ現行業務規則第九條第一項第一節ニ對應スルモノナルモ現行規則  
ガ單ニ「船舶局ハ所屬政府ノ許可ヲクシテ私企業ニ於テ設置、經營スルコトヲ  
得ザル旨」規定スルニ對シ本項ハ右ノ「船舶局」ヲ「無線電氣送信局」ト改メ  
テ獨リ船舶局ノミナラズ固定局、海岸局、航空機其ノ他ノ一切ノ送信設備ヲ有  
スル局ニ範圍ヲ擴メタリ

第二項ハ第一項ニ依リ送信局設置等ヲ許可セラレタル者ハ通信ノ秘密ヲ確保ス  
ルヲ要スル旨ヲ規定シタルモノニシテ現行規則中ニハ的確ニ本項ニ相當スル規  
定ナシ

第三項ハ許可證ニ成ルヘク外國語ノ譯文ヲ附記スベキ旨ヲ規定シタルモノニシ

テ新規定ナリ

### 第三條 機器ノ選擇及調度

本條ハ局ニ備付クベキ無線通信機ノ選擇及波長計ノ標準ニ關スル規定ナリ

第一項ハ現行業務規則第一條ノ第二段ト同旨ニシテ「海岸局及船舶局ニ於ケル機  
器及裝置ハ自由トシタル」現行規則ノ「海岸局及船舶局」ヲ「局」ト改メテ其  
ノ範圍ヲ擴メタル外「發射電波カ所定ノ條件ヲ充シ得ル限りハ」ナル條件ヲ加  
ヘタリ

第二項ハ局ノ發射電波長ノ純粋整一ヲ保タシムル爲ニ使用スル波長計（周波數  
計）ハ正確ニシテ成ルベク標準機ニ近キモノタラシムベキ旨ヲ規定ス現行業務  
規則中ニ相當規定ナシ

### 第四條 無線電氣發射ノ種類及使用

本條ハ(イ)電波ノ種類及定義、(ロ)電波ノ表示方法、(ハ)電波ノ純粋性ノ保持及(ニ)電  
波長ノ使用ノ原則ヲ規定ス

(イ) 第一項第一節乃至第四節ハ電波ノ種類及定義ヲ規定ス  
本規則ニ於テハ電波ヲ

B 減幅電波

ノ二種ニ大別シ持幅電波ハ更ニ之ヲ

型式A一 純粋持幅電波(變調セラレサス持幅電波)

型式A二 可聴持幅電波(變調持幅電波)

型式A三 電話電波(音聲又ハ音聲ニ依リ變調セラレタル持幅電波)

ノ三種ニ分チ此ノ各種電波ノ定義ヲ掲ケタリ

現行業務規則制定當時ニハ如斯數種ノ電波未タ發見セラレス事ニ關シ電波(火花式)ノミ使用セラレタルニ過キナリシヲ以テ現行規則中ニハ之ニ相當スル規定ナレ

(ロ) 本條第一項第五節ハ電波ノ表示方ニ關スル規定ニシテ「電波ハ「キ号イクル」ニ於ケル周波數及メートルニ於ケル波長ヲ以テ表示スルコトトナレリ現行業務規則ニハ表示方法ニ關シ特ニ規定ヲ設ケス

(ハ) 本條第二項乃至第四項ハ發射電波ノ品位、純粋性ニ關スル規定ニシテ「電波ハ公表波長ニ成ルヘク一致セシメ且其ノ幅ハ六ナラサルコトヲ要スルモ已ムヲ得サル場合ニハ實際ノ波長ト公表波長トノ間ニ各主管廳ノ定ムル一定ノ許容範圍内ノ差アルコトヲ認ムルモ此ノ許容範圍ハ漸次縮少スルコトヲ要ス

スト共ニ不必要ナル發射ヲ出來得ル限リ除去スルコトヲ要スル旨規定ス之ニ對應スル現行業務規則ノ制定ハ火花式發射ニ關スル「發射電波ハ成ルヘク純粋ニシテ且成ルヘク波長ノ僅少ナルコトヲ要ス」(第七條第二項甲)ニシテ之ヲ無線通信界ノ現情ニ適スル如ク改メタルモノナリ

(ニ) 本條第五項ハ電波長ノ使用ノ範圍ニ關シ「一局ハ其ノ業務ニ對シテラレタル波長帯ヲ使用スルニ當リテハ隣接波長帯ヲ使用スル局ノ近信ヲ妨ケザル様其ノ業務用波長帯ノ成ルヘク中心ニ近キモノヲ使用スヘシ」ト規定ス現行業務規則中ニハ之ニ對應スル規定ナレ

第五條 波長及型式ノ分配及使用

本條ハ電波ノ型式及波長ノ業務別割當及如斯割當ラレタルモノノ各局ニ於ケル使用ニ關スル規則ヲ制定ス其ノ六要ハ

(イ) 原則トシテ他國ノ業務ニ混信ヲ與フル虞ナキ局ハ如何ナル型式及波長ニテモ使用スルコトヲ得

(ロ) 他國ノ業務ニ混信ヲ與フル虞アル局ハ應重ニ型式及波長ヲ選擇使用スルヲ得スシテ本條ニ於テ定ムル業務別波長割當表及各項ノ制限ニ從フコトヲ要ス

(5)

其ノ制限ノ主ナルモノノ大要ハ

A 無線放送

B 無線電話

C 電式A二

D 400メートル波長

E 無線電波ノ使用制限

(a)

一九三〇年ヨリハ長波長ハ一五〇〇乃至一八七五メートル、中波長ハ二〇〇乃至五四五メートルニ於テノミ許可ス長波長ヲ使用スル局ノ電力ハ現在以上ニ増スコトヲ得ス

(b)

一八七五乃至五〇〇〇メートルノ波長ヲ使用スルヲ得ス

(c)

二〇〇〇乃至五〇〇〇メートルニ於テハ報時符號ニ對スル外使用スルヲ得ス六〇〇メートルヲ以テ發射スル電磁符號、安全符號等ヲ妨クル發射ヲ禁スハ〇〇メートルヲ超ユル波長ヲ使用スル局ハ現在陸上局及他國ノ空路ヲ妨ケザルモノヲ除キ一九三〇年ヨリ使用ヲ

七

八

類ス

(b)

入力五〇〇ワットレヲ超ユル装置ハ一九三〇年ヨリ船舶又ハ航空機上ニ於テ設クルコトヲ得ス

(c)

陸上局及固定局ニ於テハ無線電波發射機ヲ新設スルヲ得ス、現存機ト陸上局ニ於テハ一九三五年以後使用スルコトヲ得ス

(d)

入力五〇〇ワットレヲ超ユル装置ハ一九四〇年以後其ノ使用ヲ禁スニセニ五メートルヲ超ユル波長ヲ使用スル固定局ニ對シテハ其ノ送信機カ同時ニ運用セラレ得ル場合ニ限り其ノ各機ニ對シ波長一値ヲ割當ツルコトヲ得通常業務用波長ヲ使用スヘシ

F 固定局ノ波長

G 一方的通信

H 氣象業務

I 司法警察業務

J 新設局ノ波長

K 素人局

以上ニ相當スル現行規定ナシ

歐羅巴ニ於テハ氣象業務ノ爲メ〇〇〇  
乃至ハ〇〇〇メートルニ於テ二箇ノ波  
長ヲ制當ス

犯罪ノ發見及犯罪者ノ捜索ノ情報ヲ傳  
送スル爲メ〇〇〇乃至ハ〇〇〇ノ  
ルニ於テ一箇ノ波長ヲ使用スルコトヲ  
得

新設局ニ波長ヲ制當スルニハ既知ノ  
ノ局ニ混信ヲ與ヘサル極限尋スルコト  
ヲ要ス波長變更ノ場合亦同シハ〇〇〇  
メートル以上ノ長波長ヲ使用スル同定  
局及短波長同定局ノ波長ハ局ノ建設前  
其ノ波長ヲ總理局ニ通知スヘシ  
素人局ニ制當スル波長及其ノ使用方  
付規定ス

第六條 取扱實際局ノ業務

本條ハ取扱實際局ニ付(イ)通信ヲ行ヒ得ル場合(ロ)通信ノ範圍及(ハ)同局ノ通信ヲ行  
ヒ得ル者ノ資格ニ關シ規定ス  
皆現行規則ニ規定セラル事項ナリ

第七條 通信従事者ノ證明書

本條ハ無線電信、電話ノ通信従事者ノ資格及其ノ證明書ニ關スル規定ニシテ現  
行規則第十條第一項及第二項ノ改正ナリ  
改正ノ要點左ノ如シ

(イ) 通信従事者使用ノ條件

現行規則カ成績ノ證明書ヲ有スル通信従事者ヲ要スル業務ハ「船舶局ノ業務」  
ト爲セルニ對シ新規則ハ「移動局ノ業務」ト其ノ範圍ヲ擴メタリ

(ロ) 通信従事者ノ種類

現行規則ハ無線電信ノ一級及二級ノ二階級ノミナリシヲ新規則ニテハ無線電信  
ニ付一級、二級及特別級トシテ此ノ無線電信ニ付一階級ヲ設ケタリ

(ハ) 通信従事者ノ最低減

現行ニ比シ通信速度ヲ増シ交通地理其ノ他ノ試験科目ヲ新ニ設ケタリ

(ニ)

實務經驗

現行規則ニハ實務期間ニ關シ何等規定スル所ナカリシ處新規則ニ於テハ局ノ種別ニ應シ一定ノ期間ノ實務經驗ヲ要スルコトトナレリ  
因ニ本條ハ他ノ條項ト分限シテ規則實施後三年以内ニ實施スレハ可ナリ

第八條 指揮者ノ權限

本條ハ無線通信ニ關スル船長等ノ地位ヲ規定シタルモノニシテ現行規則第十條第三項及第四項ノ字句ヲ修正シ僅少ノ修正ヲ加ヘタルニ過キス

第九條 移動業務ニ於ケル一般手續

本條ハ移動業務ノ局ノ通信手續ニ關スル通則ヲ規定シタルモノニシテ現行規則第四條、第二十三條、第二十四條、第二十五條、第二十八條、第三十一條、第三十二條及第三十四條ニ改正ヲ加ヘタルモノナリ  
其ノ改正ノ要點左ノ如シ

(イ) 呼出及應答手續

呼出符號ノ回数三回トアリタルヲ三回以下トス

(ロ) 傳達應答時間

スロコノットルヲ以テスル傳達ノ應答時間ハ從來十五分ナリシヲ十分ト爲セリ

一一一

(ハ) 受信電傳達方法

電信業務規則ニ準シ改正セリ

(ニ) 電波使用ニ關スル打合せ

電波ノ使用ニ關シテハ現行規則ハ單ニ一種ノ電波ノミヲ使用スルヲ以テ何等規定ナカリシモ新規則ニ於テハ數種ノ電波ヲ使用シ得ルノミナラス呼出ト通信トハ必ス異リタル電波ヲ使用スルコトヲ要スルヲ以テ電波使用ニ關シ詳細ナル規定ヲ設ケタリ

(\*) 航空通信

新ニ航空線通信關係ノ規定ヲ設ケタリ

(ヘ) 機器調整符號

機器調整ニ使用スル符號及其ノ傳達方法ヲ規定セリ

第十條 一切ノ移動局ニ對スル一般呼出

本條ハ「局カ其ノ通信圈内ニ在ル一切ノ移動局」ト通信ヲ爲サムトスル場合及氣象報、情報等ノ送信ヲ爲サムトスル場合ノ手續ニ關スル規定ニシテ前者ハ現行規則第二十五條第三項ノ規定ニ、些少ノ修正ヲ施シタルモノ、后者ハ新ニ設ケラレタルモノナリ

第十一條 混信

本條ハ主トシテ混信ヲ少カラシムル爲局ニ對シ「無用ノ通信ヲ禁シ、試驗及調整ニ對スル心得」ヲ規定シタルモノニシテ現行第六條第一項ノ規定ノ措辭ヲ變ヘタルモノナリ

第十二條 違反ノ通告

本條ハ條約及規則ノ違反ノ場合ニ於ケル處置ヲ規定シタルモノニシテ現行規則第十二條第一項ニ規定シアル具體的處置方ヲ簡單抽象的措辭ニ改メタルモノナリ

第十三條 業務用書類ノ刊行

本條ハ無線局名録及呼出符號表ノ作成、刊行ニ關スル規則ニシテ現行規則第五條及第四十四條ニ對應スルモノナリ  
現行規則ニ於テハ總務局ノ作成、刊行スヘキ書類ハ海岸局及船舶局ノ局名録及呼出符號表ニ過キテリシ處新規則ニ於テハ海岸局及船舶局ノミナラス固定局、航空局、無線放送局、無線計局、無線探測局、航空機局其ノ他ノ局ノ局名録及呼出符號表ニ改メタリ又局名録ノ記載事項モ單ニ海岸局、船舶局ノ二種ノ形式

ニ過キテリシヲ各局其ノ行フ業務ニ應ジタル特殊ノ形式ヲ有セシムルコトトセリ局ノ「通達距離」ハ從來「海里」ヲ以テ表示スルコトトナリ居タルヲ「通達ノ輻射電力」ヲ以テセリ

第十四條 呼出符號

本條ハ局ノ呼出符號ノ組成ニ關スル規定ニシテ現行業務規則ニハ之ニ關スル詳細ナル規定ナシ

呼出符號自体ニ依リ局ノ國籍ヲ識別スル方法トシテハ從來規則中ニ規定ナク總務局ニ於テ適宜各國ニ相當ノ文字ヲ割當之ヲ呼出符號表ノ巻頭ニ掲クルニ過キテリシヲ新規則ニ於テハ之ヲ明定(例ヘハ日本國J、獨逸國D、「グレート」ブリタン「G」ノ如シ)セリ

呼出符號ハ三字ヨリ成ルヘキ旨ノ規定アリタルヲ局ノ種類ニ從ヒ三字、四字又ハ五字ヲ以テ組成スヘキコトニ改メ更ニ其ノ組成方法ニ付規定セリ  
航空無線通信ニ於テハ一般呼出符號ノ外特殊ノ略体呼出符號ヲ使用スル場合アルコト航空條約附屬規則中ニアリ之ヲ採用セリ

第十五條 局ノ検査

本條ハ無線局ヲシテ規則所定ノ條件ヲ具備セシムル爲メ他國主管廳カ検査ヲ行ヒ得ヘキ旨ヲ規定シタルモノナリ

本條第一項第二項ハ現行規則第九條第一項第二項及同條第二項第二節第三節ノ字句ヲ修正ヘ「船舶局」トアリタルヲ「移動局」トス等」シタルモノナリ  
第三項ハ「一國ハ自國內ニ在ル他國ノ移動局ニ對シ本規則ノ定ムル條件ヨリ重キモノヲ課セザル」旨ヲ規定シタルモノニシテ現行規則中ニハ之ニ對シスルモノナレ

第十六條 移動局ノ具備スヘキ條件

本條ハ移動局カ具備スヘキ技術上ノ要件ヲ規定シタルモノナリ其ノ大要左ノ如シ  
(イ) 船舶局ハ六〇〇メートル(型式A二又HB)及八〇〇メートル(型式A二又HB)ノ電波ヲ收受シ得ルコト  
(ロ) 航空機局ハ六〇〇メートル(型式A二又HB)及九〇〇メートル(型式A二、A三又HB)ノ電波ヲ收受シ得ルコト  
(ハ) 持統電波ヲ使用シ得ル局ハ第五條ニ於テ使用ヲ許可セラレタル一切ノ電波

ヲ使用スルコトヲ科

(ニ) 減幅電波中使用シ得ヘキ波長左ノ如シ

八〇〇、七三〇、七〇五、六六〇、六三〇、六〇〇、五七〇、五四〇、五一〇、四八〇、四五〇、四二〇、三九〇、三六〇、三三〇、三〇〇、二七〇、二四〇、二一〇、一八〇、一五〇、一二〇、九〇、六〇、三〇

三〇年ヨリ使用ヲ禁ス、ニニ〇

(ホ) 型式A一ノ二〇〇乃至二四〇メートル電波ノ設備ヲ有スル局ハ右ノ波長中ノ内三波長以上ヲ使用シ得ルコト

(ヘ) 船舶局ハ減幅電波六〇〇メートル電波ヲ受信シ得ルコトヲ要シ且一九三二年ヨリハ型式A一及A二ノ電波ヲ受信シ得ルコト

(ト) 受信機ノ空中線ニ生スル起電力ハ最少ナルコト  
(チ) 移動局ノ送受信機ノ波長ノ變更及送受信減幅ノ切更

ニハ出來得ル限リ短キコト

本條ニ相違スル現行業務規則ノ規定ハ其ノ第二條及第三條ニシテ之ニ依ルトキハ船舶局及海岸局ハ三〇〇及六〇〇メートルヲ使用シ得ヘキコトヲ要スルコトトナリ居タルヲ上記ノ通り改メタルモノナリ

第十七條 呼出及聽守ノ電波

本條ハ移動業務ノ局ニ於ケル呼出、聽守及通信ニ使用スル電波ニ關スル規定ニ



シテ六要左ノ如シ

(イ) 船舶局及海岸局ハ六〇〇メートル(型式A-A二又ハB)ヲ一般呼出電波トス

(ロ) 六〇〇メートル電波ヲ國際呼出電波及遠難電波トシ遠難、緊急、安全又ハ呼出ヲ妨害スル虞ナキ時ニ限り他ノ目的ニ使用スルコトヲ得

(ハ) 海岸局ニ於テハ其ノ通常通信ヲ行フ爲メ六〇〇メートル以外ノ電波ヲ使用シ得ルコトヲ要ス

(ニ) 海岸局及船舶局ハ許可セラレタル波長ヨリ自己ノ欲スル波長ヲ其ノ通信用トシテ選定スルコトヲ得

(ホ) 海上移動業務局ハ其ノ執務時間中毎時間二回三分間宛六〇〇メートルヲ以テ電取ヲ行フコトヲ要シ此ノ時間中新聞放送等ハ停止スルコト

(ハ) 一ハセ五乃至五〇〇メートルノ持續長波ヲ使用スル移動業務局ノ波長使用ニ關シテハ左ノ規定ヲ設ケタリ

A 海岸局ハ二一〇〇メートルヲ以テ電取シ他ノ波長ヲ以テ電報ヲ傳送ス

B 移動局ハ二一〇〇メートルヲ呼出シ又ハ顧客ニ使用シ他ノ波長ヲ以テ電報ヲ傳送ス

一七

一七

C 移動局ハ其ノ執務時間中毎時間一回十分間宛二一〇〇メートルヲ以テ電取ヲ行フコト

一八

D 海岸局ハ一定ノ時刻ニ於テ特殊ノ波長ヲ以テ移動局ヲ總括的ニ呼出シ又ハ二一〇〇メートルヲ以テ個別的ニ呼出ス

本條ニ對シテハ現行業務規則第二條及第三條ニ於テ海岸局ノ通常電波長(呼出電波、通信及電報傳送)ハ五〇〇又ハ六〇〇メートルトシ船舶局ノ通常電波長ハ六〇〇メートルト規定スル外詳細ナル規定ナシ

第十八條 補助設備

本條ハ遠難等ノ場合ニ於テ主装置ニ代ル補助設備ニ關スル規定ニシテ現行業務規則ハ其ノ設備ノ要件ニ付第十一條ニ於ケテ詳細ニ規定シテアリタルヲ補助設備ノ要件ハ人命安全條約ニ於テ規定スヘキモノトシテ右ノ規定ヲ削除シ單ニ其ノ使用ニ付テハ一般規則ノ規定ニ從フヘキ旨ヲ規定スルニ止メタリ

第十九條 遠難符號、緊急符號、緊急符號及安全符號

本條ハ人命ノ安全ニ關スル通信ノ種類、方法、順位等ニ關シ規定シタルモノニシテ現行業務規則第二十一條カ單ニ船舶ノ遠難ニ關シ簡單ナル規定ヲ爲シタル

第二十條 遠難符號、緊急符號、緊急符號及安全符號

本條ハ人命ノ安全ニ關スル通信ノ種類、方法、順位等ニ關シ規定シタルモノニシテ現行業務規則第二十一條カ單ニ船舶ノ遠難ニ關シ簡單ナル規定ヲ爲シタル

ヲ實際ノ要求ニ應スル如ク改メタルモノナリ

改正ノ要點左ノ如シ

- (イ) 従来ノ遠征符號ノ外ニ警急符號、緊急符號及安全符號ヲ加ヘタリ
- (ロ) 右ノ各符號ニ對シ其ノ組成方、意義、使用電波ニ付規定セリ
- (ハ) 右ノ符號ニ對スル順位、使用條件、傳達方ニ付規定セリ
- (ニ) 右ノ符號ヲ用キタル局ニ對スル義務ニ付規定セリ
- (ホ) 航空機ニ對スル特例ヲ設ケ
- (ヘ) 遠征符號ノ自給受信機ニ關スル規定ヲ設ケタリ
- (ニ)(イ) 右ノ符號ハ船長等責任者ノ許可アリタル場合ニ限り發信シ得ルコトヲ明定セリ

第二十條 移動業務局ノ執務時間

本條ハ移動業務局ノ執務時間及人員ニ關スル規定ニシテ現行業務規則第十三條及第十條第二項第二節ノ規定ヲ修正シタルモノナリ其ノ要點左ノ如シ

(イ) 局ノ執務時間ハ所屬主管廳又ハ私企業之ヲ決定ス

(ロ) 海岸局ノ執務ハ大体無休トス(現行ニ同シ)

(ニ)(イ)

航空局ノ執務時間ヲ新ニ定メ其ノ通信國內ニ於テ航空機ノ航空中執務ヲ爲シ船舶局ノ執務中執務ニ依ル船舶ノ種類ニ關シテハ現行規則ト變化ナキモ從來各主管廳ニ於テ同意ニ決定シタル執務時間ヲ國際的ニ統一シタル點アリ

(ハ)(ホ)

航空機局ノ執務時間ヲ新ニ定ム

各國ハ必要ナル數ノ通信従事者ヲ其ノ船舶ニ乗組マシメ有數ナル業務ヲ確保スルヲ要スルコトヲ新ニ定ム

- (ト) 公衆通信ヲ取扱フ移動局ニハ左ノ最低限ノ通信従事者ヲ有スルコトヲ要ス
  - A 無休執務局 一 般通信従事者 一名
  - B 限定時間執務局 一 般又ハ二般通信従事者 一名
  - C 執務時間不定又ハ執務時間短キモノ 二般試験ニ合格シタル者 一名

第二十一條 許可書ニ記載スヘキ事項

本條ハ政府カ私設無線送信局ノ設置又ハ經營ノ許可ヲ受ケタル者ニ對シ交付スヘキ許可者ニ記載スヘキ事項中局ノ執務時間ニ關スルモノヲ規定ス現行規則第十三條第二項第三節ノ字句ノ修正ニ過キス

第二十二條 無線電報ノ名宛

本條ハ無線電報ノ名宛ノ記載方ニ關スル規定ニシテ第一項第一節及第二節ハ現行規則第十五條第一項ノ又同第一項第三節ハ現行規則第十四條第三項ノ其モ字句ヲ一少部分改メタルモノナリ

本條第二項ハ航空機等高度電信局名宛ヲ有セサル局ニ於テ受付タル電報ノ名宛ノ記載方ニ關スル特例ヲ規定シタルモノニシテ現行規則ニハ之ニ關スル規定ナシ

第二十三條 移動業務ニ於ケル通信連絡ノ規定ニ關スル順位

本條ハ無線通信連絡ヲ設定スルニ當リ如何ナル通信ニ先順位ヲ配ムヘキカラシメ定シタルモノニシテ現行規則カ早ニ連絡通信ニ關シ細体的先順位ヲ配メタル第二十一條ノ本條ニ於テハ其ノ他ノ通信ニ關シテ先順位ヲ定メタルモノナリ之ニ依レハ通信ノ設定ハ

- 一 遠 隔 通 信
- 二 集 金 通 信
- 三 安 全 通 信
- 四 無線電報通信
- 五 其ノ他ノ通信

ノ順位ニ依ルヘク其ノ内第五條「其ノ他ノ通信」中ノ順位ニ付テハ並加移動局第三條ニ於テ規定セリ

第二十四條 呼 出

本條ハ(イ)移動局ノ通信連絡設定業務(ロ)陸上局ノ移動局呼出ノ注意及移動局ノ回答(ハ)移動局ノ行程等ノ通知(ニ)通信ノ擔當(ホ)呼出ノ間隔等ニ於テ規定ス現行業務規則トノ比較大要左ノ如シ

(イ) 移動局ハ原則トシテ陸上局ト連絡ヲ設定スルヲ要スル現行ト同シ(現行第二十四條第一項)

(ロ) 陸上局ハ原則トシテ在國ヲ通知セサル移動局ヲ呼出スヘカラサスモ右移動局カ自己ノ國內ニ在リ留守ヲ行ヒツアアルコト確實ナル場合ハ移動局ヲ呼出スコトヲ得(新規定)ルノミナラス一定時刻ニ移動局ノ呼出符號表ヲ傳達シテ同時ニ多數ノ局ヲ呼出スコトヲ得(新規定)

此ノ呼出及之ニ對スル回答ニ付新ニ規定ヲ設ク  
(ハ) 移動局ノ行程等ノ通知ニ付テハ現行規則(第二十八條第一項)ハ船舶局ヨリ自發的ニ通知スルコトヲ要スル旨規定シタルヲ新規則ハ陸上局ヨリ要求アリタル場合ニ限り而モ其ノ通知ヲ爲スト否トハ被請求移動局ニ於テ自由ニ決

定スヘキモノトセリ

(ニ) 通信ノ指圖ニ就テハ陸上局移動局間ノ通信ニ就テハ陸上局カ移動局相互間ノ通信ニ就テハ後呼移動局ガ指圖ニ有スルコト現行規則ト同シ(現行第二十八條第五項、第二十九條、第四十六條)

(ホ) 呼出ノ順序ニ付テハ一定ノ時間ヲ置イテ呼出スヘキモノトスル規則制定ハ現行(第二十六條)ト同一ナルモ特殊ノ場合ニ例外ヲ認メタリ

第二十五條 無線電報ノ交付時刻

本條ハ移動局ニ於テ交付ケタル無線電報ノ交付時刻ノ記載及傳達方ニ關スル規定ニシテ之ニ依レハ交付時刻ハ原則トシテ「グリニエラ」標準時ニ依リ且二十四時間制ヲ採用スルコトヲ要スルモノナルモ例外トシテ地方時、二十四時間制ニ按ルコトヲ特ヘキモノトセリ之ニ對シスル現行規則ナレ

第二十六條 無線電報ヲ傳達スヘキ方向

本條(4)移動局ニ於テ數多ノ陸上局中ヨリ自己ノ無線電報ヲ傳達スヘキモノノ選定ニ關スル規定及(4)波長使用ニ關スル海軍局ノ優先權ニ付規定ス

(4) 陸上局ノ選定ニ付テハ現行規則(第三十五條)ニ於テ原則トシテ協約局ハ

二三

二四

最近ノ海軍局ヲ選定スヘキモノナルヲ新規則ニ於テハ移動局ノ使用スル電波ノ範圍ニ依リ陸上局選定ノ規定ヲ二ノ場合ニ分テ場合ニ從テ最近何レノ陸上局ヲ選定セザルコトトセリ

(ロ) 波長使用ニ關スル海軍局ノ優先權ニ付テハニ〇〇〇乃至二四〇〇メートル間ノ波長ヲ使用スル海軍局ハ右ノ波長ノ使用ニ付他局ニ妨害セラレサル優先權ヲ有スルコトヲ定ム現行規則第四十六條ヲ改正シタルモノナリ

第二十七條 連帶ノ場合ニ使用スヘキ電波

本條ハ連帶ノ場合ニ使用スヘキ電波等ニ付規定シタルモノニシテ之ニ依レハニ〇〇メートルノ連帶電波ハ型式A二又ハBヲ用ウルヲ最上トスルモ之ヲ使用レザルトキハ型式A一又ハA三ニテモ可ナルコトヲ定ム現行規則ニハ該當條項ナレ

第二十八條 妨害減少處置

本條ハ他局ノ通信ヲ妨害スルヲ可及的ニ減少セシムル爲ニ補足的ニ設ケタル規定ニシテ現行規則(第二條、第三條及第七條第一項)ノ規定ノ字句ヲ改メタルモノノ外(4)長文電報ノ傳達ニ對スル制限(4)公衆通信ノ傳達ニ關スル制限等ヲ新ニ設ケタリ

第二十九條 不交付ノ事務報

本條ハ受信人ニ交付スルコト能ハザリシ無線電報ノ不交付ノ通知ニ關スル規定ニシテ現行規則第三十六條ノ措辭ヲ一部分改メタルモノナリ

第三十條 陸上局ニ於ケル無線電報ノ保管期間

本條ハ無線電報ノ着信局タル移動局カ指定陸上局ノ通信國內ニ入り來ラサル場合ニ於ケル陸上局ノ處理方法ニシテ現行規則第三十七條ノ規定ヲ改正シタルモノナリ改正ノ要點左ノ如シ

(イ) 保管日數九日トアリタルヲ七日トシ、保管延長期間ニ無制限ナリシヲ十日トス

(ロ) 保管期間經過シタル無線電報ハ直ニ沒書ト爲シタルヲ陸上局ニ於テ着信移動局カ近ク自局國內ニ入り來ルコトヲ通知スルトキハ保管期間終了后モ沒書ト爲サス

(ハ) 指定陸上局ニ於テ着信移動局カ他ノ陸上局ノ通信國內ニ在ルコトヲ通信スルトキハ無線電報ヲ傳達スルコトヲ得(新製)

(ニ) 移動局カ近等ニ立寄リタル爲無線電報ニテ傳達セザル場合ハ他ノ方法ニ依リ傳達スルコトヲ得(新製)

第三十一條 特別業務

本條ハ氣象報時符號、無線時計、無線探針、無線探照等ノ所屬特別業務ニ關スル規定モレヲ二、三ノモノヲ除クノ外ハ新規定ナリ其ノ大要左ノ如シ

(イ) 氣象業務 氣象報ハ一定時刻ニ傳達ス、傳達中ハ他局ハ之ヲ妨害スヘカラス局ノ要求ニ依リ協力的ニ氣象報ヲ通知スルコトヲ得氣象報ハ國際氣象局略號ヲ以テ記載スルコトヲ要ス

(ロ) 報時符號業務 報時符號ハ一定時刻ニ傳達ス右符號ノ傳達中ハ他局ハ之ヲ妨害スヘカラス

(ハ) 執行者ヘノ通報業務 執行者ノ通報ハ一定時刻ニ傳達ス右三者ハ現行業務規則第四十五條ノ規定ヲ改正シタルモノナリ

(ニ) 無線探針局ノ業務 主管廳ハ方位測定ノ結果ニ對シ責ニ任セス、主管廳ハ無線探針局ニ關スル事項ヲ公表ス海軍無線探針局ハ六〇メートル又ハ八〇メートルノ、空用無線探針局ハ一〇〇メートル波長ヲ以テ方位測定ヲ爲シ得ルコトヲ要ス方位測定ニ關スル手續ハ附錄ヲ以テ定ム

(\*) 無線探照局ノ業務 主管廳ハ無線探照ニ依リ得タル方位測定ノ結果ニ付責ニ任セス、探照局ハ固有ノ探照局ト他ノ業務ヲ兼ヌル探照局トアリ、固有ノ

無線線路ハハ五〇乃至一〇五〇メートル（型式A一又ハA二）ヲ使用ス無線線路ノ設計符號ハ明ニ他ノ局ノ符號ト識別セラルコトヲ要ス主管官ハ無線線路ニ關スル事項ヲ公表ス

第三十二條 計 算

本條ハ無線電報ノ同種計算ニ關スル規定ニシテ(イ)陸上局ノ中繼ニ依リ移動局間ニ設置スル無線電報ニ關スル計算(ロ)計算書作成ノ期限(ハ)精算期限(ニ)未納金ニ關スル利息及(ホ)一定ノ期間後ノ計算ニ關シ新ニ規定ヲ設ケタル外現行第四十二條ノ規定ト同シ(船舶局ヲ移動局ト改メタル等ヲ除キ)新規定ノ左ノ如シ

- (イ) 陸上局ノ中繼ニ依リ移動局間ニ設置スル無線電報ノ計算ハ六休陸地移動局間設置無線電報ノ例ニ同シ
- (ロ) 計算書作成期限ハ普通ノ場合ニ於テハ三月以内トスルモ特別困難アル場合ハ六月トス
- (ハ) 精算期限ハ普通計算書送付ノ日ヨリ六月トシ例外ヲ記ム
- (ニ) 未納金ニ對シテハ支拂期以後一年七歩ノ利息ヲ附ス
- (ホ) 計算書カ二年以後ニ送付セラレタルトキハ當方主管官ニ於テ其ノ精算ヲ拒絶ス

スルコトヲ得

第三十三條 國際無線電氣通信技術同委員會

本條ハ國際無線通信ニ關スル技術上ノ問題及之ニ關スル問題ヲ研究スル爲新ニ設ケラレタル表電ノ委員會ノ組織及權限ヲ規定ス本條ハ電氣業務規則ニ於テ記ムル國際電氣通信同委員會ノ例ニ依ヒテ設ケセラレタルモノニシテ其ノ組織、權限モ六休同一ナリ其ノ大要左ノ如シ

- (イ) 組織 參加ヲ希望スル主管官及私企業ノ専門家ヲ以テ組織ス(非常設、二年一回會合)
- (ロ) 權限 主管官又ハ私企業ヨリ附議セラレタル國際無線通信ニ關スル技術上ノ問題及之ニ關聯スル問題ヲ研究シ關係主管官及私企業ニ通知ス
- (ハ) 表決議 主管官ノ代表ノマ之ヲ有シ私企業ノ代表ハ原則トシテ之ヲ有セス
- (ニ) 會合 第一回ハ和蘭ニ開キ、第二回以後ハ各會合毎ニ次回會場ヲ場所ト期日ヲ定ム

第三十四條 總 理 局

本條ハ總理局ノ經費及其ノ分給ニ關スル規定ニシテ現行業務規則第四十三條ノ規定ノ例ニ依ラス電氣業務規則第八十四條ノ規定ヲ其ノ儘適用シタル外分給規

費未拂額ニ對スル利息ニ付規定セリ  
規定ノ大要左ノ如シ

- (イ) 経費 一年二十萬「フラン」但シ會議及委員會ノ費用ヲ除ク
- (ロ) 経費ハ締約國ニ於テ一定ノ割合ニ依リ分擔支出ス
- (ハ) 負擔金額ヲ支拂ハサル主管職ハ一年七歩ノ利息ヲ拂フコトヲ要ス

(一) 一般規則附録

一般規則ニハ通信用語略語其ノ他數種ノ附録アリテ規則ノ規定ヲ初見ス其ノ名稱ヲ掲クレハ次ノ如シ

- 附録第一號 無線電氣通信用語略語表更ニ之ヲ三部ニ分ツ（現行規則ノ附録ヲ修正追加シタルモノナリ）
- 第二號 規定違反ノ報告様式（新規）
- 第三號 局名録ノ様式（現行規則ノ附録ヲ修正追加シタルモノナリ）
- 第四號 符號強度表（新規）
- 第五號 船舶局執務時間表（新規）
- 第六號 船舶局執務時間 地圖（新規）
- 第七號 局ノ備付クヘキ書類（新規）
- 第八號 無線電針方位測定手帳（新規）

(三) 追加規則

第一條 移動業務ニ於ケル無線電話手帳

本條（移動業務局間ノ無線電話通信手帳ニ關スル規定ニシテ手帳ノ詳細ハ附録ヲ以テ定ム尙移動局ノ無線電話業務ハ成規ノ證明書ヲ有スル通信従事者ヲシテ之

ヲ行ハシムルコトヲ要ス 共ニ新設規定ナリ

第二條 料 金

本條ハ(イ)無線電報ノ料金ノ構成(ロ)料金各部ノ定メ方ハ無線電報料金ノ免除(ニ)料金ノ組合(ホ)變更料金ノ實施(ヘ)無線中継ニ付規定ス其ノ六要左ノ如シ

(イ) 無線電報料金ノ構成ニ就テハ現行條約第十條巴厘電信業務規則第六十四條第四項ノ規定ノ字句ヲ改メタル(例ヘハ船舶料ヲ移動局料ト爲セルカ如シ)外新ニ領土電信料ナルモノヲ設ケ得ヘキコトヲ定メタリ

(ロ) 料金各部ノ定メ方

A 陸上局料 現行規則(第十六條第一項)ハ最低限料金ヲ徴收シ得ルコトトナリ附タルヲ改メテ最低限料金ヲ徴收セサルコトトス陸上局料ノ最高限ヲ「サンチーム」トシ場合ニ依リ之ヲ増額シ得ルコト及一陸上局カ二箇ノ陸上局料ヲ有シ得ヘキコトニ付テハ現行規則ト同シ(現行第十六條第一項第二節及第十七條第六項巴厘電信業務規則第六十四條第七項)

B 移動局料 陸上局料ノ場合ト同様最低限料金ヲ課セス(現行第十六條第一項參照)移動局料最高限ヲ「サンチーム」トシ現行規則(第十

三二

大條第一項第二節)ニ於ケル如ク之ヲ増額スル場合ヲ記メス

C 領土電信料 一陸上局ノ聯合ニ依リ移動局ニ設置スル電報ニ對シ徴收スル領土電信料ノ額ハ其ノ國內電信料ト同シ

D 電信料 現行規則(第十六條第二項第一節)ハ一國內電信料ハ其ノ國內ノ國內電信料ヲ超ユヘカラサルモノト爲シタルカ此ノ制限ヲ撤廃セリ現行規則(第十六條第二項第二節)ハ國內電信料ニ對シ最低限料金ヲ適用シ得ヘキモノト爲セハラズ原則トシテ一割料金ニ依ルヘキモノト改メ例外トシテ特殊ノ場合ニ最低限料金ヲ徴收シ得ヘキコトヲ定ム

(ニ) 無線電報料金ノ免除ニ付テハ現行規則ニハ何等規定ナカリシテ左ノモノニ限り無線電報料ニ對スル料金(陸上局及移動局料)ヲ免除スルコトトセリ

A 遠 離 通 信

B 移動局發本山、送棄物、浮流水雷ノ存在ニ關スル通知及旋風、暴風

通報

C 航空ニ危險ヲ及ボス突發的現象ノ通知

D 浮標ノ位置ノ變化燈臺及磁鐵ノ動作ノ變化ノ通知

E 移動業務ニ關スル事務報

三三



(ニ) 料金ノ照合 郵政局ニ於テ無線電報ノ料金不明ナルトキハ陸上局ニ照合セ  
 ヲ為スコトヲ得(現行規則第十九條第一項第二節ト同旨)陸上局ハ右ノ料  
 金ヲ「フラン」ヲ以テ通知ス(現行規則ニ於テハ解釋及實際上區區ニ別レタ  
 ルモノ)

(ハ) 變更料金ノ實施期ニ付テハ現行規則ニ於テハ電信業務規則(第二十八條)  
 ノ準用ニ依リ通知ノ二十日後ニ實施スヘキモノト為セルヲ同十五日後ト為キ  
 (ホ) 無線電報 現行規則ニ於テハ無線電報ノ無線電報ニ付規定ナカリシヲ「設  
 置人カ中継料ヲ支拂ヘサル無線電報ニ付郵政局カ同意スストキハ無線電報ヲ以テ  
 其ノ中継ニ使スコトヲ得」ト為セリ

第三條 郵務業務ニ於ケル通信設備ノ地位  
 本條ハ一般規則第二十三條、郵務業務ニ於ケル通信設備ノ地位ニ關スル規  
 定中ノ第五條「其ノ他ノ通信」ノ地位ヲ關シテ制定シタルモノニシテ之ニ依  
 レハ大体左ノ如シ

- 第一順位 官 報
- 第二順位 船舶用航空用電報、氣象報

- 第三順位 事務報
- 第四順位 公衆通信

第四條 要ハシキ受信、「重複」傳達、  
 長距離無線電報

本條ハ(イ)通信完了ノ關係ナル場合ノ處理(ロ)無線電報ノ「重複」傳達(ハ)受信ノ  
 傳達及(ニ)長距離無線電報業務ニ付規定ス其ノ大意左ノ如シ

(イ) 通信完了ノ關係ナル場合ノ處理 通信關係ナル場合ハ送受信局ハ其ノ完  
 了ニ努ムルコトヲ要スルハ現行規則(第三十三條第一項第一節)ト同旨ヲ同  
 クスルモ其ノ場合ノ處理ニ付具體的ニ例示ス

(ロ) 無線電報ノ「重複」傳達 通信關係ナル爲完全ニ傳達ヲ終了シ得サル場  
 合ハ他ノ局ニ傳達ス現行規則第三十三條第二項ノ修正ナリ

(ハ) 受信ノ傳達 無線電報ヲ受信シタルトキハ其ノ左トシテ受信ノ傳達  
 送スル爲努ムルヲ要スルコトヲ規定シタルモノニシテ現行規則第三十三條第  
 一項第二節ノ字句ヲ改メタルモノナリ

(ニ) 長距離無線通信業務 通信距離大ナル陸上局ヨリ通信距離ニ在ル郵政局ニ  
 對シ電報ヲ傳達スル業務ニ付規定シタルモノニシテ現行規則ニハ之ニ該當ス  
 ルモノナシ之ニ依レハ

A 此種業務ヲ行フト百トハ主管職ノ同意トス  
 B 電報ハ不完全ニ受信シタル時モ受信人ニ交付シ不完全ノ箇所ヲ表示セ  
 C 電報ノ受信監ヲ要スルヤ否ヤハ傳達主管職之ヲ定ム

第五條 郵便ニ依リ送達スヘキ無線電報

本條ハ電報ヲ受信シタル船舶局カ外國ノ寄港地ニ於テ右ノ電報ヲ郵便ニ依リ送達スヘキ無線電報ニ關スル規定ニシテ現行業務規則第三十九條(巴里電報業務規則第六十四條第十項)ニ對シ此ノ無線電報ヲ取扱フヤ否ヤハ主管職ノ同意ニ決定シ得ヘキモノト爲セル新規定ノ外ハ現行規則ノ措辭ヲ改メタルニ  
 通キス

第六條 船舶局ノ中繼

本條ハ發信人ノ指定シタル船舶局ノ中繼ニ關シ規定シタルモノニシテ現行業務規則第十七條(巴里電報業務規則第六十四條第五項及第六項)ニ對スルモノナリ其ノ大要左ノ如シ

- A 本條ハ發信人カ船舶中繼ヲ指定シタル電報ニ對スル規定ニシテ發信人カ指定セザルモノノ中繼ハ追加規則第二條第九項ニ依ル
- B 船舶中繼回數ヲ二回以下トスルコト現行ト同シ

三五

C 中繼料ハ從來一中繼ニ一箇ノ船舶料ヲ徴收シタルヲ中繼回數ノ如何ニ不拘均一ノ中繼料(ロコ「サンチーム」)トス從テ中繼料ノ精算ニ關スル規定ヲ削除セリ

三六

D 特定ノ指定ヲ附スルコト

第七條 萬國電信條約及業務規則ノ無線電報ニ對スル適用

本條ハ電信條約及附屬業務規則ノ規定ヲ無線電報ニ適用スル旨ヲ定メタル規定ニシテ現行規則第五十條(巴里電信業務規則第六十四條第十八項)ノ規定ノ措辭ヲ改メタルモノニシテ趣旨ニ於テ何等變更ナシ

(四) 追加規則附録  
追加規則ニ對シテ同既無輸電話手續ヲ規定スル附録ヲ附ス

三 現行業務規則中ヨリ削除セラレタル條項

- 一 電信業務規則ノ適用ニ依リ  
其ノ必要ナキモノ

新規則ニ於テハ努メテ電信業務規則トノ重複ヲ避ケタルヲ以テ現行規則ニ於テ且ル如ク兩者同一ノ規定ヲ含ムコト少シ此ノ重複ニ於テ現行規則ヨリ削除シタルモノ左ノ如シ

- 第十九條 料金ノ徴收 (巴里電信業務規則第六十四條第四項)
- 第三十八條 特別無線電報 (巴里電信業務規則第六十四條第十四項)
- 第四十條 文書保存 (巴里電信業務規則第七十二條)
- 第四十一條 料金還付 (巴里電信業務規則第七十四條第二項)
- 第四十八條 不勝的局トノ通話 (巴里電信業務規則第六十四條第十七項)

(二) 不必要ト記シラレ刪除セラレタルモノ

現行業務規則中無輸電信ノ實際ニ適セサル爲又ハ其ノ他ノ理由ニ依リ廢止スル

安トセサルニ至リ削除セラレタルモノ左ノ如シ

- 第八條 機器ノ要件 現狀ニ適セス
- 第十一條 補助設備ノ要件 海上人命安全條約ニ適レリ
- 第二十條 傳送字號 明記スル必要ナキニ由ル
- 第二十七條 強電力器或符號 實際通信上必要ナキニ由ル



3. 11. 19  
2-4

電 報

三五 タイシン  
ムラ ハ〇 パラオ セ〇 ヨー三  
五  
デ ンムテ

51

局 報

九ツキニニヒガ イシン一八〇ニテソウフノコクサイム  
ムセンデ ンシンゼ ウヤクオヨビ フゾ クキソクカ  
リヤクブ ンヒツヨウニツキニブ (モロ) ナンヨウツ  
ウシンテフ

長崎

バラオ

トウケウムセン

444

3. 11. 19

コニ、ミ〇  
ユ

裏面白紙

661